

伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件(広島)、9月20日第5回審尋、

いよいよクライマックスへ

===== 2016年9月17日 直ちに解禁

2016年9月17日(広島):

審尋が継続中の伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件(広島)は、9月20日に広島地裁で第5回審尋が開催される予定でいよいよクライマックスを迎える。さる13日に開かれた第4回審尋では、裁判官に対する債務者(四国電力)側のプレゼンテーションが行われたが、第5回の審尋では今度は債権者(運転差止仮処分命令申立人)側のプレゼンテーションとなる。申立人側のプレゼンテーションは、司法判断、被害論、基準地震動、新規制基準の不当性などといったテーマとなる見通し。

第4回審尋では、吉岡裁判長らが四国電力側はかなり突っ込んだ質問を繰り返しており、裁判官側が債権者・債務者側の訴状や答弁書、準備書面などをかなり詳細に読み込み精査した上で決定を出そうという姿勢がアリアリと見えた。第5回審尋では逆に債権者側が裁判官側の厳しい質問にさらされることが十分に予測される。決定の行方は予断を許さず注目される。

3月11日に提訴された伊方原発3号機運転差止仮処分は、4月28日の第1回審尋を皮切りに第5回目を迎えるが、今のところ第5回目が最後の審尋となる可能性が大きい。仮処分の審尋は一般の傍聴や報道陣の取材を許されていないが、伊方原発広島裁判原告団及び応援団、弁護団は審尋終了後直ちに広島弁護士会館で報告会・記者会見を開催して、審尋の様子を詳しく伝えることとしている。(添付資料チラシ「伊方原発 広島の危険」を参照のこと)

また審尋に先立ち、原告団・応援団は広島地裁へ乗り込み行進を行うことにしている。

20日第5回審尋に向けて伊方原発広島裁判応援団は、18日広島市内の広島市まちづくり市民交流プラザで「仮処分勝って止めよう」学習会を開催し、伊方原発と広島の危険について公表されているデータをもとにした報告を中心に質疑討論することとしている。

伊方原発3号機は、8月12日に再起動して原子力規制委員会の最終検査「起動後検査」に入り、22日には100%の定格熱出力に達し、9月7日には規制委規制基準適合性審査の最終段階「使用前検査」に合格、直ちに通常営業運転再開(再稼働)に入っている。

一方で市民側は、3月11日に伊方原発広島裁判原告団が伊方原発運転差止提訴と原告団が選出した申立人が3号機の運転差止仮処分の同時提訴をしたあと、5月31日には松山の市民が松山地裁に3号機運転差止仮処分を申し立て、さらに6月29日には大分の市民が大分地裁に同仮処分を申し立てるなど、「伊方原発包囲網」を敷いている。四国電力が営業運転を再開

**伊方原発広島裁判原告団・応援団**

過去は変えられないが未来は変えられる

## 被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

したばかりの3号機の運転を継続するためにはこの3件の仮処分申立事件に連続して勝ち抜かねばならない。3号機の運転が継続できるかどうかは予断を許さない。

(了)

本プレスリリース添付資料：「伊方原発 広島危険： 9/18 仮処分勝って止めよう学習会」、9/20 仮処分第5回審尋期日」・・・A4版 1部

問い合わせ先：伊方原発広島裁判応援団事務局 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: [saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org) URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：原田二三子（専用携帯電話 090-7372-4608）

**伊方原発広島裁判原告団・応援団**

過去は変えられないが未来は変えられる